

議 長 会議を再開します。 (午前10時40分)
次に、石川議員の一般質問を行います。4番石川議員。

4番 石川議員 皆さん、おはようございます。3月に入り、少し暖かい日が続いておりましたが、昨日あたりから、また寒さがぶり返して参りました。まさに三寒四温であります。どうか体調管理には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に従いまして2項目の質問を致します。

まず、第1項目めでございます。三江線廃止に伴う石見川本駅前再開発について問うものであります。平成30年3月末に三江線が廃止をされます。嘗ての駅前の賑わいが益々、失われる事態が目の前に迫ってきております。本町としてバスターミナルの整備等をカットした駅前開発をどのように考えているのか、問うものであります。関連質問として所謂、鉄道遺産について現時点で考えている事を問うものであります。

2項目めであります。本町の成年後見制度の取り組みについて、問うものであります。成年後見制度とは、高齢者や障害者など判断能力が十分ない人を、法律的に支援、援助する為の制度で有る。知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な人の財産を裁判所が定める後見人が、本人に代わって管理するものであります。後見人には親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や社会福祉法人等の社会福祉協議会等の法人が選任される事になっております。しかし本町は近隣の市町と比較しても制度の活用が著しく遅れているが、今後どのようにしていく考えなのか問うものであります。以上、2項目お願い致します。

議 長 それでは、石川議員の質問のうち、1項目めの「石見川本駅前、再開発について問う」に対する、答弁をお願いします。
番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野 石川議員ご質問のうち、「石見川本駅前、再開発について問う」について
まちづくり 回答します

推進課長 JR三江線につきましては、残念ながら来年3月末をもって廃止されることとなりました。三江線は、これまで川本に沢山の人や物、それらは勿論、多くの文化を運んできてくれました。現在はその役割は大きく変わりましたが、一つの観光資源となっております。三江線の廃止により、残念ながらこれらの役割は終わってしまいますが、生活交通としての機能は、現在検討を進めております、三江線に代わる公共交通に引き継いでいかなければならないと考え、関係機関と共に、その整備について協議を進めているところでございます。石見川本駅前につきましては、かつてのような賑わいを見ることはできなくなっておりますが、石見交通バス、邑南バス、川本町スクールバス等

番外左田野
まちづくり
推進課長

が乗り入れ、交通の要所としての機能は現在もあると感じております。
新たな公共交通も、この駅前を使用することが想定されますので、この場所が引き続き交通の要所としての機能が続いていくと考えておりますので、議員ご指摘のように、バスターミナルの整備や周辺地域の整備につきましても、検討を行っていく必要があると感じております。
あわせて、駅舎や鉄道敷地など、いわゆる「鉄道遺産」についても、今後の大きな課題であると考えておりますので、広島・島根両県をはじめ、沿線6市町とも連携を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。4番石川議員。

4番
石川議員

川本町は嘗て、郡都として栄えました。その要因は大きく分けて2つあるかと思えます。その1つは、官公庁を中心とした出先機関が我が町には数多く存在していた事だろうというふうに思えます。しかし昭和20年代から、50年代に比べ、現在は撤退、又は縮小により、その人数、そこで働く人の人数は全盛期の約20%程度になっているんじゃないかというふうに考えております。そしてもう1つの要因は、三江線。国鉄町営バス、石見交通を中心とした交通の要所であったことだろうと思えます。その三江線が来年3月に廃止されるという事は、本町にとって本当に大きな問題であります。取り分け、石見川本駅前周辺にとっては死活問題であるというふうに考えております。そこで先ず、町長に伺いますが、いろいろな問題は未だこれからじっくり考えていくという事も理解できる訳でございますが、これをチャンスと捉え石見川本駅前を変えていく考えを持ち合わせているのか、先ずはお尋ねを致します。

議 長

番外三宅町長。

番外
三宅町長

今、三江線廃線を惜しんで全国から観光客が連日100名近い方がお越しいただいております。そうした日がむこう1年続くものと思えます。僅か1時間30分の滞在時間でございますが、この生で川本町をPR出来るという事は、たいへん大きなチャンスでございますが、しっかりとこの1年おもてなしをしていきたいというふうに考えております。今、議員からそういう中で駅前の開発というご質問でございますが、質問趣旨は、この三江線が無くなって、この弓市の将来をどう考えている、こういうご質問だと認識しております。この川本を語る場合に、やはりこの弓市地区、因原地区、三原地区という、このそれぞれの特色を活かしながらの街づくりが必要だと考えております。そういう中で、この弓市でございますが、半径500メートル以内に病院が有り、学校が有り、商店街が有り、官公庁も有ると。無いものは無いと、みんな揃ったコンパクトシティであります。この特色をしっかりと活かしていきたいと考えております。そういう中で、この駅前でございます

番外
三宅町長 　　が、何とか賑わいのある町、駅前にしたいと考えております。例えば高齢者のサロンを設けるとか、もちろん町内の人だけの集いではなくて邑智郡からも気軽に人が集えるような、そうしたコミュニティの場を駅前に作っていききたい。そういう賑わいのある町づくりを駅前で展開したいというような事を考えている次第でございます。

議　長 　　再質問ありますか。4番石川議員。

4番
石川議員 　　弓市地区は私が知っている限り、これまで2回の大きな節目があったというふうに考えております。1つは、昭和47年、江の川の洪水によりまして壊滅的な被害を受けた時であります。国や県の支援を受けて現在の町並みが形成をされました。そしてもう1つは、平成に入ってから始まった東光台の開発であります。私としては、もう10年早くしていればという思いを持っておりますけれども、町外の人に住居を建ててもらったと、もう10年早くやっていたらという気は致しております。Iターン者を含め、20数戸の住宅が建設をされました。また民間のマンション、金融機関の寮、川本警察署の移転、すこやかセンター等が整備をされました。またハコモノ行政という事で、いろいろと議論の分かれるところでございますけれども、悠邑ふるさと会館、音戯館も建設をされました。ひとつの文化的な一体が出来上がった事は一定の評価に値すると考えております。私は47災の後、そして平成に入ってから東光台開発に続いて三江線廃止の今こそが3度目の弓市を変える、弓市を活性化させていくチャンスだというふうに捉えております。具体的に絵を描くのは、担当課、又は町内のプロジェクト等々だろうと思いますが、時間がありません。あと1年に迫ってきております。どのような考え方のもとに具体的に話を進めていくのか、お伺いをします。

議　長 　　番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長 　　議員ご指摘のように、終わってしまって何も無くなってからスタートするという事では、当然いけないと思っておりますので、並行しながら新しい交通を考えると並行しながら、今後の町づくりについては考えていけないと思っております。この考える体制につきましても、担当課が中心になる事は間違いないと思っておりますが、いろんな他課にわたる部門、それから関係者もたくさん多く居られる事だと思っておりますので、いろんな方の意見を聞きながらどんな絵が描けるのかを早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議　長 　　再質問ありますか。4番石川議員。

4番 　　こうした問題をですね、形にしていく時には必ず必要なのは専門家、専門

石川議員 分野の人材であるというふうに思います。そこで提案をしておきますが、三江線廃止の当事者でありますJR西日本はですね、或る意味そういう専門家であると思います。京都駅へ行かれた事があるかと思いますが、十数年前から凄い駅舎が建っておりまして、再開発前も後ろも地下も凄くなっていますね。それで大阪駅、そして下関まで全部の駅の前が、おそらくJR西日本が関わって地元の方とプロジェクトを立ち上げてやってきた成果だろうというふうに思います。そこでJR西日本と完全に手が切れる前に、その辺のところは押さえて一緒になってノウハウを共有する事を希望しておきますが、担当課長、如何ですか。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野まちづくり推進課長 JR西日本につきましては、新しい交通という視点では、一緒にしていく事としております。今、仰っていただいた事については考えておりませんが、なるほどいろいろな参考になる事例もあるかと思っておりますので、これから検討を進める中で参考とさせていただきます。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番石川議員 何れに致しましても、あと1年は三江線を惜しむ鉄道ファンで一定の賑わいは続きますが、30年4月になりますと一変します。その時になって考えていくのではなく、先ほどから言っていたいておりますけれども、今からあらゆる可能性を検討され、駅前をただバスが停まる所とならないよう、ハード、ソフト両面から早急に検討される事を再度、要望しておきます。それから最後にですが、鉄道遺産について関連質問で、町長と担当課長に伺います。鉄道遺産については駅舎であったり、列車であったりの動産の部分と、鉄道ファン、三江線を利用して川本に来ていただいた人の所謂、人の部分があるかと考えております。それぞれについて具体的に考えている事があれば、お伺いします。まず町長から。

番外三宅町長 鉄道遺産でございますが、このまま三江線が廃止になって消えてしまうと、誰の記憶にも残らないという事は、本当に悲しい事でございます。後世に三江線の活躍というものを語り継ぐというものがあって良いんじゃないかと考えております。これにつきましては、これから駅舎をどうするかというようにところも絡んで参りますが、この観光事業とも絡みながらそういうものを残していきたいという方向で検討したいという考えでおります。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野 基本的に今のところは町長が言われた通りだろうと思っておりますが、そ

まちづくり
推進課長

の指示の元にいろいろ有効活用出来る部分。まだいろいろな面で条件とかも分からない部分もありますので、こういったところは慎重に考えながらいきたいと思います。また人の話につきましても、先ほど町長からもありましたように、観光面の事もあります。三江線の活性化協議会では、これまでは乗って残すというような視点で取り組んでおりましたが、もう方向性が決まりましたので、29年度につきましては、周辺地域この地域もですが、それを含めた所にこれからのための人が来ていただくような取り組みというような事を取り込もうとしておりますので、人と繋がるような取り組みを、この1年はしていきたいと考えております。

議 長

再質問ありますか。4番石川議員。

4番
石川議員

最後ですけれども、特に人の部分について要望しておきます。元観光協会の職員さん、そして現在の観光協会の若い職員さん、人とのつながりの面におきまして多大な貢献をされているというふうに思っております。その遺産をですね、無駄にする事なく、今後の町づくりに繋げていくよう知恵を絞る事を切望致しまして、この質問を終わります。

議 長

以上で、「石見川本駅前、再開発について問う」の質問を終わります。

々

次に、2項目めの「本町の成年後見制度の取り組みについて問う」に対する、答弁をお願い致します。番外長田健康福祉課長。

番外長田健
康福祉課長

それでは、石川議員の2項目め、「本町の成年後見制度の取り組みを問う」についてお答え致します。

成年後見制度につきましては、先ほどのご質問にありましたように自らが判断し財産等の管理や日常生活に関する契約などを行うことが難しい方を保護、支援するため、本人、配偶者、四親等以内の親族または町長が申し立てを行い、家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人、補佐人、補助人）を選任し、その成年後見人が本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりなどの法律行為に関することを行う制度でございます。

成年後見人として専任されるのは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や法律又は福祉に関わる法人等であり、裁判所が決定した報酬を受け取り、本人の財産管理や本人に代わって契約を交わしたり、その年間の仕事の状況を裁判所に報告する事となっております。

現在、川本町では地域包括支援センターが相談の窓口となり、制度の説明や申し立て手続きの支援、町長申し立てを行っております。

しかし、今後、増加・多様化する後見ニーズに対して、成年後見を受任する専門職が不足する中、法人後見や町民後見など成年後見の受け皿の整備が重要となると考えております。こうした中、社会福祉協議会は地域福祉を推

番外長田健康福祉課長 進する上で中核的な存在であり、これまでも日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理サービスを実施しており、成年後見人等として地域資源と連携した身上保護や、金銭管理のノウハウを活かした財産管理を実施する素地があると思います。

県内では、海士町、知夫村、西ノ島町、川本町の四つの社会福祉協議会以外は法人後見に取り組んでいる中、川本町社会福祉協議会はまだ取り組みを行っていませんので、早急に法人後見に取り組めるよう、町としても協力してまいりたいと思います。

また、町内で開業された司法書士の方も成年後見の受け手となってもらっておりますが、今後の対象者の増加に備えて、町民後見人の育成にも取り組んで行く必要があると考えます。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番石川議員 まず、副町長にお伺いします。厚生労働省所管の先ほどありました日常生活自立支援事業についてはですね、川本町社協は県の社協からの委託を受けて実施をされております。現在、12名の方の金銭管理を行っているというふうに聞いております。しかし、法務省所管の成年後見については、ご案内のとおり実施をされておられません。これは社協も川本町からの依頼、また予算が伴わないので実施していない訳でございますが、本町として法人格のある川本町社会福祉協議会に依頼して、判断能力が十分でない人を守る立場から早急に実施すべきというふうに考えますが、まずは副町長の基本的な考え方をお伺いします。

議 長 番外松井副町長。

番外松井副町長 先ほど石川議員が質問されましたように、この後見人制度は大事な制度じゃないかと思っております。それで、ここにいろいろ縷々、課長等とのやりとりがありましたように社会福祉協議会が、この問題に対応するという事、地域福祉を担う組織としては適任だと思っております。それで昨年の1年ぐらい前ですか、28年度からのすこやかセンターの指定管理の時の仕様書の中に、この成年後見制度をする事という事を項目に入れております。それでプレゼンにおいても社会福祉協議会から取り組むという事を聞いております。それで、この1年間いろいろ準備してきていただいたと思っておりますので、近々、社会福祉協議会で立ち上げられる事と思っております。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番石川議員 先ほどの答弁の中でありませけれども、健康福祉課長にお伺いしますが、健康福祉課はですね、回答の中で、社協は未だ取り組んでおられませんので、

4番
石川議員 早期に法人後見に取り組めるよう町としても協力して参りたいという事を、先ほどの答弁の中で言われておりますけれども、もう一度言いますが、今の予算、それから人員ですね、社協の。これでは実施出来ないというのが現実なんですね。それは課長もご存じだと思います。今、実施をされていないのは社協に原因があるのではなくて、町の方に私は原因があるというふうに認識しておりますけれども、課長のその認識、同じ立場にたっていただけですか、どうですか。

議 長 番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長 現在まだ社協が取り組んでない原因が町の方にあるのではないかという事。予算、それから人員の面という事でございますが、この法人後見制度に取り組むにあたりましては、準備会等を専門の方にも入っていただきながら立ち上げている訳なんです、その時点で特に予算は必要ないというふうに現在の社協に対しての委託料をお支払いしておりますので、その中で十分に対応は可能というふうに考えております。また実際の業務が始まった段階では、予算的には特にこれといった費用が掛かってくるという事はないというふうに考えております。またその法人後見を受けられる事によりまして、裁判所の方がその人に対しまして1ヶ月幾らという報酬を決定をされますので、その報酬につきましては、社会福祉協議会の収入に上がってくるという事になってまいります。町の今の考えと致しましては、今の人員で十分に対応は可能というふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番
石川議員 ちょっとそここのところの捉え方が社協とはどうも課長の考えと違いますね。社協はですね、今の人員体制、それから予算ですね、人員が増えれば予算が増えるのでそれではちょっと出来ないというふうに言っておられますので、よく話をしてください。ちょっと具体的などころへいかせてもらいます。ここに成年後見を行っている資料がありますけれども、先程来ありますようにやっていないのはですね、隠岐の3町村と川本町だけという事であります。確かに最終的に町長は申し立てを家裁にして後見人を選任してもらおうという事はできますが、そこに至るまでの相談、いろいろなケアを考えた時に先程来、社協にお願いするというふうに言っておられますけれども、その形を早急に使わなければいけないというふうに考えますが、健康福祉課長のもう一度お考えを。

議 長 番外長田健康福祉課長。

番外長田健 はい、相談体制の整備等というところでございますが、現在、社会福祉協

康福祉課長 議会も総合相談というものを毎月実施をしておられます。その中でそういう相談が出てくる可能性もございますし、やはり社協に委託実施をしてもらうと言いながら、町と致しましても地域包括支援センターはやはり認知症の方とかですね、高齢者の方と関わる事が非常に多くございます。その中でそういうお話もあると思いますので、そういう時には社協と連携をしながら対応していきたいというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番 石川議員 冒頭、申し上げましたけれども、日常生活自立支援事業においては川本町社協は現在、お世話されている方12名にのぼっております。これからますますこの数は親族の高齢化、死亡、または認知症などの理由により面倒が見れなくなる人が増える事によって12名が直ぐに20名、30名になっていく事が容易に予測されます。そうなった時にですね、ここに日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行が必要なという県からの資料がここに有りますけれども、区分として高齢知的精神、また居場所として在宅病院施設なのか、想定される累計として補助なのか、補佐なのか、後見なのか、という資料になっている訳ですけれども、こういう事を月に一度、浜田のいわみーるで弁護士さん、司法書士さん、そして社協の職員、健康福祉課の職員、これが出向いて会議が行われている訳です。そこで、いろんな事案について検討がされて判断する力が向上していくという事を会議にされているんですけれども、ちょっと1つ2つですねせっかくの機会ですから、どういう事をやっておられるのかという事が書いてありますので、ちょっと読んでみます。

1つはですね、本人、親族の状況ですけれども、90歳代の女性。数年前から養護老人ホームに入所している付き合いのある親族は近隣に住む甥夫婦のみ。本事業利用の経過でございますが、何かと本人の面倒を見ていた。甥夫婦も高齢となり支援の継続が難しくなってきた為、行政を通じて社協に相談があった。社協の相談員が面談したところ年金の額や財産、入所費用の事を認識出来なくなるなど認知症の症状が進んでいると思われた。ただこのままでは本人の財産を管理する人が居なくなる事から、成年後見申し立てを前提に、本事業の契約を行ったと。成年後見申し立ての経緯でございますが、甥の子どもが協力的であり、申し立てをする事に理解を得られた。程なく司法書士が成年後見人に選任されたと。いろいろと事例を出して、これはどういうふうにしようとかという事がある訳です。

もう1つ読んでみます。いろんなケースがありますね。高額の財産管理の為、保証人、補佐人が選任された精神障害者。本人、親族の状況でございますが、本人は60歳代男性で、精神保健福祉手帳1級を所持。自室で持ち家で一人暮らし。デーケアとホームヘルパーサービスを利用している。父親は約10年前に死亡、約2年前に母親も死亡。近くに従兄弟がいて相談にのる等している障害年金の他に財産収入がある。本事業の利用の経過でございま

4番
石川議員 すが、母親が本人の家計の管理や身の回りの事をしていたが死亡した事により、本人は金銭管理が出来なくなりました。また高級品を購入したり自宅を改築したりする等して大金を使うようになった。通院している医療機関から本事業を進められ契約に至った。成年後見申し立ての経緯でございますが、本人の財産を管理したり身上看護を行う成年後見人が必要となった為、従兄弟が成年後見人を申し立てた。申し立てにあたっては本人との関わりが最も強い医療機関が申し立ての手続きを支援した。程なく裁判所から司法書士を補佐人とする審判がおりたと。いろんなこういう身につまされるような事例で、これはどういうふうにしようかという会議がされておりますので、その会議にひとつ社協の方と健康福祉課の担当課の方が一緒に出ていってほしいというふうに思いますが、如何でしょうか。

議 長 番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長 はい、当然そういう会議には一緒に参加をしたいと思っておりますし、また県の方が主催した研修会等もありますので、そちらの方にも積極的に参加をしていきたいというふうに思います。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番
石川議員 軽く出ていくというふうに言われましたけれども、今まで一度も行かれてないんでしょ。だからしっかりですね、あるんですか。どうぞ。

議 長 番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長 町の方は今まで参加した事がございます。それで社協とはちょっと一緒に行った事はございません。

議 長 再質問ありますか。4番石川議員。

4番
石川議員 よろしくお願ひします。ここまでのところ社協に依頼して成年後見を町民の為に、また困っている人の為に行うという事については考えが一致したというふうに考えております。回答でもふれられましたが、町内の司法書士の方もですね、現在、2名の成年後見を受けておられます。社協が難解な事案について難しい事案については司法書士さんの方に回せば良い訳でございますので、まずは社協とよく話し合ったいというふうに考えます。どうも定款などの変更も必要との事ですので、社協の定款ですね。必要な準備を社協と健康福祉課、進めていって欲しいというふうに考えております。健康福祉課は地域包括ケアセンター、そして川本福祉事務所ですね、これを兼務されておりますので、支援をしていく人たち、そういうリストと言いますか、

4番
石川議員
それが掌握されているわけです。その辺を有効に利用される事を私とすれば期待をしておきます。最後にですね、成年後見利用支援事業の周知について、どのようにやっていくのか。なかなか難しい問題で、ちょっと聞いても分からない、ちょっと文章を読んでも分からないという事があります。それからその当事者の方、禁治産者の方なんかは、昔というか最近までは戸籍にもそういう事が載るという事で、その親族の方はなかなかそういう事を表に出さないと、嫌ですのでね。という事もあったそうです。その辺も踏まえて、やはり周到と言いますか、より細やかな周知をしていかないと町民の皆様にはやはり理解をしてもらえないというふうに思いますけれども、最後に課長の周知の方法についてお伺いします。

議 長
番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長
はい、周知の方法でございますが、広報紙等を使いながら周知をします。それからいろいろの相談事、介護保険の認定申請等の機会にケアマネージャーにもそういう事を相談される方もあったり、それから都会に住んで居られる子どもさんが、実はずちの親、今、認知機能が入ってという相談が入ってくるという事もございます。そういう機会には当然、説明させていただきますし、いろいろな方と接する機会がございますので、その機会やはりこれは成年後見制度の利用が必要だなというふうな事が思われる人につきましては、しっかり説明をしていきたいというふうに思います。また施設に入所されておられる方につきましては、やはり施設入所ですので、金銭管理につきましては施設の方が行っております。ただ中には、やはりご兄弟であるとか遠く離れた親族の方がお金を用立てて欲しいという事を、やはり施設の方というか本人に言われることもあるそうです。施設の方と致しましては、本人さんのお金ですので、本人さんに話をして良いよって言われれば施設も払っているという事もあります。やはりそれが度々重なってまいりますと、やはりその利用料支払い等にも支障を来してくるというような事もあります。施設から相談がくることもございますので、そういう事にも対応をしていきたいというふうに考えております。

議 長
よろしいですか、石川議員。
（「はい、終わります。」の声あり）

々
以上で、「本町の成年後見制度の取り組みについて問う」の質問を終わります。

々
これもちまして、石川議員の一般質問を終わります。